

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	就学援助申請者情報ファイル	
行政機関等の名称	大阪市教育局	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局学校運営支援センター事務管理担当（就学支援グループ）	
個人情報ファイルの利用目的	就学援助支給事務における審査のために利用する。	
記録項目	1 校名、2 申請時期、3 児童生徒氏名・学年・組・出席番号、 4 保護者氏名、5 きょうだい氏名・学年・組、6 申請日、 7 要保護の有無、8 支払先種別の名称、9 市外転入の有無、 10 通知書学校送付の有無、11 学校会計への充当同意の有無、 12 税閲覧同意の有無、13 持家・借家等の有無、14 世帯人員、 15 申請者氏名、16 住所、17 認定日・認定の事由、認定区分、 18 口座情報、19 税賦課情報	
記録範囲	就学援助申請書兼世帯状況票を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの就学援助申請書兼世帯状況票	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局行政部行政課（情報公開グループ） (所在地) 〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第21条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局行政部行政課（情報公開グループ） (所在地) 〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	